第4章 生活基盤が整ったまち いといがわ
みんなが住みよいまちづくり

▶ 第1節／暮らしやすい生活圏の形成

北陸新幹線糸魚川駅日本海口

1 機能的･効率的な生活圏の形成

① 機能的・効率的な生活圏形成の推進
② 都市計画マスタープランの見直し
③ 調和のとれた土地利用の推進

《基本方針》

社会経済情勢等の変化を踏まえた都市計画により持続可能なまちづくりを推進します。

施策指標

指　　標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
市街地(用途地域)居住率※1	52.9%	53.8%	54.7%
地籍調査の推進	24計画区	27計画区	30計画区

現状と課題

- 都市計画マスタープランに基づき、計画的な土地利用と道路交通体系の整備を進めてきましたが、社会経済情勢の変化に対応する都市計画の見直しが必要です。
- 人口減少社会において、安全かつ快適で持続可能な生活環境を確保するため、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりのほか、公共施設等の適正配置や機能維持が求められます。
- 効率的な土地利用のためには、地籍調査は有効ですが、個人の利害も伴うことから、地域の理解を得る環境づくりが必要です。

トピック

コンパクト･プラス･ネットワークを実現するための「立地適正化計画」イメージ

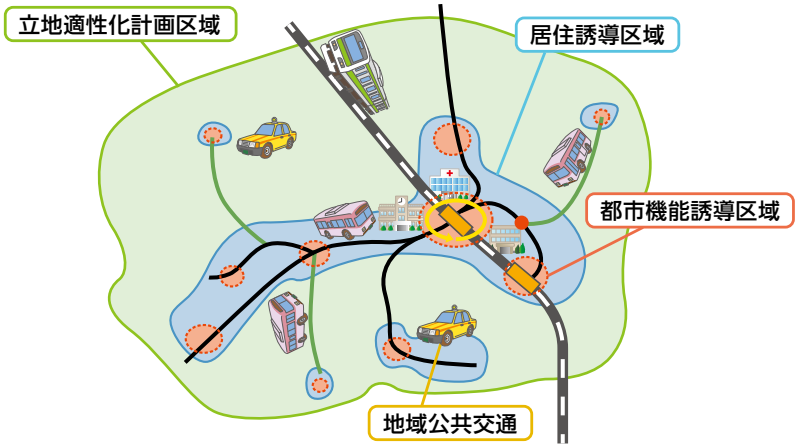

立地適正化計画では、「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を定めます。

「居住誘導区域」とは、人口が減少しても一定エリアの人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう誘導する区域です。

「都市機能誘導区域」とは、医療･福祉･商業等の都市機能を都市の中心拠点･生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

また、これらの区域を地域公共交通によるネットワークで結びます。

立地適正化計画は、都市計画区域において定めますが、市全域から見た都市のあり方の検討が必要です。

※1　市街地居住率：市街地(用途地域)人口が占める割合＝市街地人口推計期待値/市人口ビジョン期待値

具体的な施策

（施策の方向）

❶機能的･効率的な生活圏形成の推進

- 市街地においては、立地適正化計画の策定により、適正な都市機能の誘導と居住の誘導を図り、機能的・効率的な生活圏の形成を推進します。
- 中山間地域においては、小さな拠点づくり※2の取組や、市街地とを効率的に結ぶ地域公共交通網の確保により、将来にわたって公共サービスの提供を維持します。
- 学校や公民館、体育館などの公共施設については、地域の拠点として、将来の人口規模や地域の実情を踏まえた適正配置や有効活用、複合化など、まちづくりにおける長期的な視野と戦略的視点に立った整備により、利便性を確保し、市民生活を支える機能や施設を維持します。

❷都市計画マスタープランの見直し

- 少子高齢化、防災、環境等の社会経済情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、都市計画区域内のまちづくりの基本的な方針である「都市計画マスタープラン」の見直しを行い、これに基づいたまちづくりを推進します。

❸調和のとれた土地利用の推進

- 用途地域指定による適正な規制と、都市機能と居住の誘導により、えちごトキめき鉄道の新駅周辺をはじめとする土地の計画的な利用と利便性の向上を図ります。
- 市街地や中山間地域の農地・林地など、それぞれの特性を生かした調和のとれた土地利用を推進します。
- 土地の境界、面積及び地目等の情報をより明らかにするため、地籍調査を実施し、効率的な土地利用を推進します。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
市民や事業者は、都市機能を最大限に活用したまちづくり活動に取り組みます。 市民と行政は、公共施設や地域公共交通のあり方などを見直すため、積極的な対話や連携を促進します。 行政は、新たな補助制度や税制優遇措置等で、都市機能と居住の誘導を促進します。

関連個別計画

計　画　名	計　画　期　間
糸魚川市都市計画マスタープラン	平成19年度～平成38年度
いといがわ交通ネットワークビジョン	平成25年度～平成38年度
糸魚川市公共施設等総合管理指針	平成27年度～平成66年度
糸魚川市地域公共交通網形成計画	平成29年度～
糸魚川市立地適正化計画	平成30年度～

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	都市計画策定事業	都市計画マスタープランの見直し、立地適正化計画の策定と推進
2	えちごトキめき鉄道新駅設置事業	新駅整備
3	国土調査事業（地籍調査）	藤崎地区における調査の実施

※2　小さな拠点づくり：小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを合わせ技でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みを作ろうとする取組。

▶ 第2節／地域公共交通の確保

1 地域公共交通網の整備･利活用

① 地域公共交通網形成計画の策定
② 鉄道の利便性の向上と利用促進
③ バス等の利便性･効率性の向上と利用促進

えちごトキめき鉄道青海駅

《基本方針》

市民生活を支える利便性・効率性を備えた地域公共交通の確保を図ります。

施策指標

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
鉄道利用率※1	13.8回	13.8回	13.8回
路線バス利用率※2	10.2回	10.2回	10.2回

現状と課題

- マイカー利用の増加や人口減少、少子高齢化により、公共交通の利用者が年々減少しています。
- 持続可能な地域公共交通を確保するため、利便性に加え効率性も重視し、地域公共交通や交通施策を全体的に見直す必要があります。

トピック

地域公共交通を再編するための事業イメージ

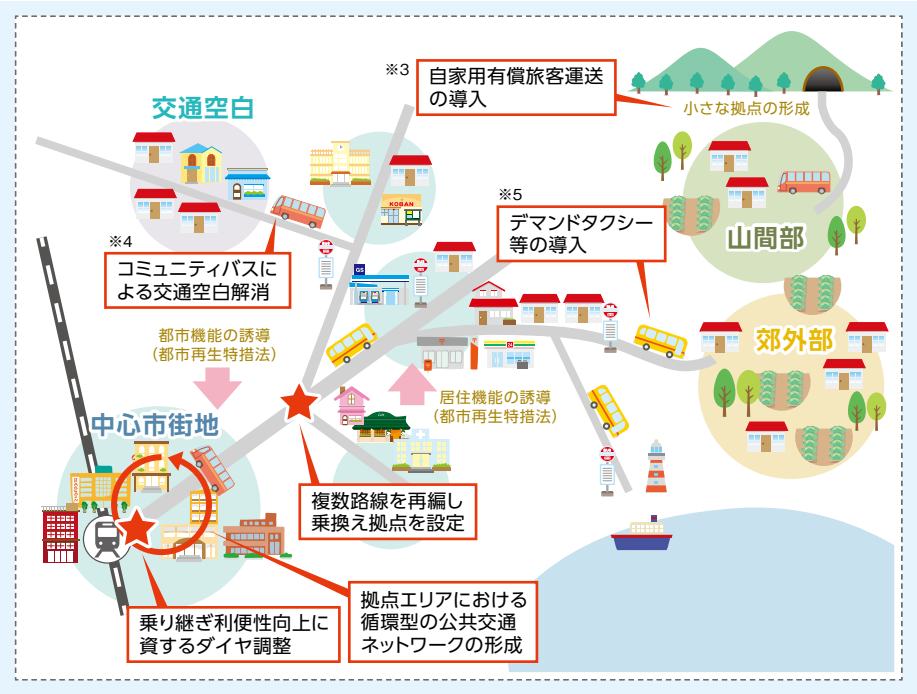

都市機能を有する中心拠点と居住機能を有する郊外部、さらには山間部の拠点地域を効率的な交通手段によるネットワークで結びます。

※1　鉄道利用率：年間乗車人員を年度末総人口で除したもの。
※2　路線バス利用率：年間（前年10月1日～当年9月30日）輸送人員を年度末総人口で除したもの。

具体的な施策

（施策の方向）

❶地域公共交通網形成計画の策定

- 地域公共交通ネットワークを全体的に見直し、持続可能な地域公共交通を確保するため、都市計画と連携した面的な地域公共交通網形成計画を策定します。

❷鉄道の利便性の向上と利用促進

- JR、えちごトキめき鉄道、県、近隣市町村、関係団体等と連携し、えちごトキめき鉄道とJR大糸線の観光的活用も含めた利便性の向上と利用促進により、生活交通の確保と沿線地域の発展を図ります。
- えちごトキめき鉄道沿線住民の利便性向上と利用促進を図るため、新駅整備に取り組みます。
- 長岡、新潟方面への利便性の向上を図ります。

❸バス等の利便性･効率性の向上と利用促進

- 市民、事業者及び市などが役割を分担し、主体的な連携や協働により、便利で効率的な地域公共交通の再構築や利用促進を図ります。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
市民は、地域公共交通の利用促進に努めます。 事業者等は、市民の利便性の向上と利用者の増加に努めます。 行政は、公共交通機関の利用について市民の理解を深め、利用促進を図ります。

関連個別計画

計　画　名	計　画　期　間
いといがわ交通ネットワークビジョン	平成25年度～平成38年度
糸魚川市地域公共交通網形成計画	平成29年度～
糸魚川市立地適正化計画	平成30年度～

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	えちごトキめき鉄道支援事業	安定経営支援補助ほか
2	えちごトキめき鉄道新駅設置事業	新駅整備
3	生活交通確保対策事業	運行費補助、車両購入費補助
4	コミュニティバス等運行事業	運行費補助
5	地域公共交通網形成計画策定・推進事業	計画策定、事業推進

※3　自家用有償旅客運送：過疎地域での輸送や福祉輸送といった地域住民の生活維持に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によって提供されない場合に、その代替手段として、市町村やNPO等が自家用車を使用して有償で輸送する制度。

※4　コミュニティバス：交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、自ら若しくは委託により有償で輸送する制度。

※5　デマンドタクシー：交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、自ら若しくは委託により有償で輸送する制度のうち、予約に応じて運行する乗合タクシー。

▶ 第3節／交通ネットワークの整備

1 広域幹線道路網等の整備

① 国県道の整備
② 地域高規格道路の整備

糸魚川東バイパス（大和川～押上間）開通式

《基本方針》

市民生活と経済活動の大動脈である広域幹線道路網等の整備を促進します。

施策指標

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
糸魚川東バイパス（間脇～梶屋敷間）の整備	調査	実施設計	工事進捗
地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備	調査	実施設計	工事着手

現状と課題

- 国道8号糸魚川東バイパスは、間脇から押上間の通勤通学時の渋滞や沿線住環境の改善のために整備が進められてきました。押上から梶屋敷間3.1kmが開通しましたが、残る間脇から梶屋敷間3.8kmの早期工事着手が求められています。
- 国道8号の橋梁は塩害が著しく、架替工事による安全対策が必要です。（歌高架橋、弁天大橋、青海川橋、境川橋）
- 国道148号は、新潟県と長野県を結び広域的なネットワークを構築する幹線道路ですが、地形的な条件により現道の抜本的な改良が困難な状況です。この解決策として、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備が強く求められており、事業化に向けた取組を精力的に進める必要があります。
- 主要県道については、それぞれ国道と接続し市内主要地域を結ぶ重要な幹線道路ですが、未改良区間も多くあり、早期に改良整備を進める必要があります。

トピック

国道8号糸魚川東バイパス

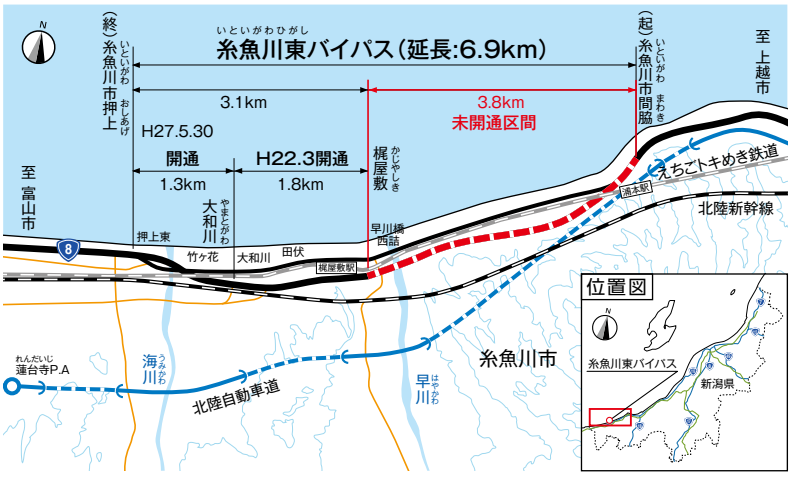

事業概要

- 事業名
  国道8号糸魚川東バイパス
- 起終点
  （起）糸魚川市間脇
  （終）糸魚川市押上
- 事業延長　L=6.9km
  供用区間　L=3.1km
  未供用区間　L=3.8km

整備経過

- H元年度　事業化
- H10年度　工事着手
- H21年度　梶屋敷～大和川供用
- H27年度　大和川～押上供用

具体的な施策

（施策の方向）

❶国県道の整備

- 国道8号糸魚川東バイパスは間脇～梶屋敷間の早期工事着手に向けた取組を促進するとともに、塩害が著しい国道8号の橋梁については、計画的な架替工事を促進します。
- 県道については、交流の促進と経済の活性化を図るため、各地区間及び国道との連絡強化を図り、道路改良及び交通安全施設等の整備を促進します。

❷地域高規格道路の整備

- 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備については、早期の調査完了とルート案の決定、事業化に向けた取組を促進します。

トピック２

地域高規格道路松本糸魚川連絡道路がもたらす効果

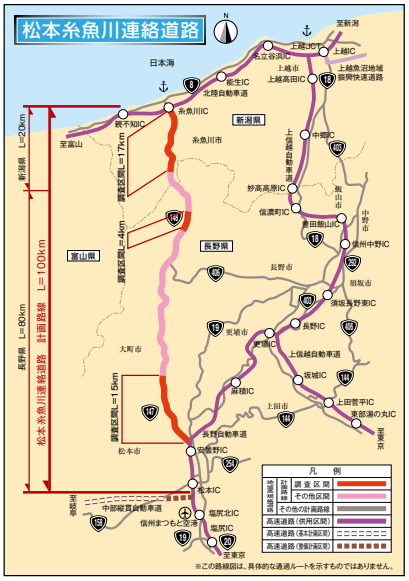

道路が整備され供用されることで、人の流れや物流の効率化、民間投資の誘発や観光交流、人口･雇用の増加などにより、長期にわたり経済を成長させる効果が期待できます。また、北陸新幹線や姫川港など、糸魚川市には相乗効果が期待できるインフラ資産があります。

北陸新幹線糸魚川駅

姫川港

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
市民や利用者は、建設促進活動に積極的に参加し、市民全体の建設促進の機運醸成に努めます。 行政は、地元地区や利用団体、経済界等の各種団体と協働して、関係機関への要望活動を行うとともに、積極的な情報発信と周知啓発により、事業の促進に取り組みます。

関連個別計画

計　画　名	計　画　期　間
糸魚川市都市計画マスタープラン	平成19年度～平成38年度
いといがわ交通ネットワークビジョン	平成25年度～平成38年度

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	地域高規格道路整備促進事業	調査促進と事業化へ向けた意識醸成
2	一般国道8号整備事業（国県事業）	糸魚川東バイパスの整備及び橋梁架替の促進
3	一般国道148号整備事業（国県事業）	安全施設等の整備促進
4	県道整備事業（県事業）	主要地方道能生インター線ほか

2 市道等の整備と維持管理

① 主要幹線道路、都市計画道路の整備
② 生活道路の整備
③ 道路・橋りょうの適正な維持管理

完成した中央大通り線

《基本方針》

計画的な整備・維持管理により、市民生活や地域経済活動等に必要な道路網の拡充を図ります。

施策指標

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
都市計画道路未着手延長に対する事業化率	0.0%	15.4%	46.2%
市道の改良率	51.0%	52.5%	53.0%

現状と課題

- 中央大通り線や糸魚川駅南線が完成し、北陸新幹線糸魚川駅を中心とした交通ネットワークが大きく向上しました。都市計画道路については、計画から未着手となっていた路線の見直しを行っており、今後、計画を継続する路線の整備促進が必要です。
- 市民生活に密着した市道は、未整備区間があり、便利で安全な道路網の整備が求められています。
- 市道橋については、50年以上経過した橋りょうは現在5%ですが、20年後には64%となることから、長寿命化対策が必要となっています。
- 市道についても道路施設の老朽化が進行し、適正管理と計画的な補修が必要です。

トピック

市道の整備状況

（平成28年4月1日現在）

区　分	市道			
	1級	2級	その他	計
	km	km	km	km
道路延長（橋梁を含む）	97.98	53.48	689.38	840.84
改良済延長	85.61	43.00	301.53	430.14
舗装済延長	91.00	50.37	459.74	601.11
自動車通行不能延長	0.83	0.69	191.92	193.44
	%	%	%	%
改良率	87.4	80.4	43.7	51.2
舗装率	92.9	94.2	66.7	71.5
通行不能延長率	0.8	1.3	27.8	23.0

■1級市道
主要な集落間や国県道等の主要公共施設を結ぶ幹線市道

■2級市道
集落間や国県道等の主要公共施設を結ぶ市道

■その他市道
1級及び2級市道に該当しない集落内の市道

市道全体の整備率は51.2%であり、特に、集落内の「その他市道」の整備率が43.7%と低い状況です。

具体的な施策

（施策の方向）

❶主要幹線道路、都市計画道路の整備

●事業着手した路線の早期完成と未着手路線の早期着手を推進します。

❷生活道路の整備

●市民生活に密着した便利で安全な道路整備のため、交通安全施設の整備や道路の防災対策を考慮しながら計画的な市道整備を推進します。

❸道路･橋りょうの適正な維持管理

●修繕費の平準化やコストの縮減を図るため、事後保全型から予防保全型に移行した長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの補修や架け替えを実施します。また、道路施設も含めた市道の計画的な維持修繕を行います。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
地域住民は、積極的に道路の美化活動等に取り組みます。 行政は、安全で利用しやすい道路整備を推進するとともに、地域住民が行う道路の美化活動等を支援します。

関連個別計画

計　画　名	計　画　期　間
糸魚川市都市計画マスタープラン	平成19年度～平成38年度
糸魚川市橋梁長寿命化修繕計画	平成28年度～平成37年度
いといがわ交通ネットワークビジョン	平成25年度～平成38年度

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	都市計画道路整備事業	港南線ほか
2	道路新設改良事業	仙納筒石線ほか
3	橋りょう修繕事業	苦竹原橋ほか

3 港湾の整備

① 港湾施設の整備
② 港湾機能の拡充

災害廃棄物を移入するリサイクルポート姫川港

《基本方針》

地域の物流拠点として、姫川港の施設整備や機能拡充を促進します。

施策指標

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
取扱貨物量	425万トン	500万トン	680万トン

現状と課題

- 姫川港は、昭和48年の開港以来、重点投資流通港湾、リサイクルポート※1（総合静脈物流拠点港）の指定を受け、物流の拠点として地域産業の発展に大きく貢献しています。
- 増大する取扱貨物量に対応するため、平成20年3月に姫川港港湾計画が改訂され、新たに-11m岸壁の整備が計画されたほか、平成27年2月の新潟県地方港湾審議会において、危険物を一般貨物と分離するとともに、港の利用を円滑にするため、東ふ頭地区に小型船だまりを整備する計画が承認されました。
- 今後も、より一層の利用拡大を図り、港湾施設の整備や荷役作業の効率化や安全を確保するため、港内静穏度対策の早期完成が望まれています。

トピック

姫川港取扱貨物量の推移

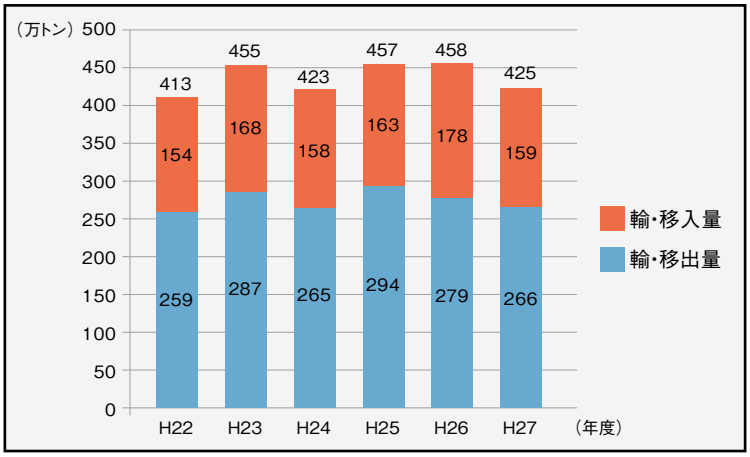

（資料：姫川港港湾統計）

姫川港の年間の取扱貨物量は、近年、400万トンを超えているものの横ばいの状況です。

主な取扱品目は、輸出・移出ではセメントであり、輸入・移入では、セメント製造等に伴う原料となっています。

また、内航フェリーを除く公共岸壁の貨物取扱量（平成25年・26年）は、地方港湾（808港）の中で日本一を誇っています。

※1　リサイクルポート：狭い地域内で循環利用できない廃棄物や副産物等を広域的に流動させることにより、日本全国での利用を進めるための静脈物流拠点港湾であり、同時に小エネルギー消費、CO_2排出削減等、環境負荷の小さい海上輸送等への転換を目指すもの。

具体的な施策

（施策の方向）

❶港湾施設の整備

●物流拡大による地域の産業振興とともに、資源循環型社会の構築に貢献するため、港湾計画に基づき、船舶の大型化など、物流の効率化に対応できる港湾施設の整備を促進します。

❷港湾機能の拡充

●循環資源を効率的に取り扱うため、リサイクルポートとしての機能の拡充を図るとともに、船舶輸送や荷役作業の効率化と安全の確保に向け、港内の静穏度確保のための整備を促進します。

●港湾施設の有効活用を図るため、港湾利用者と連携の上、ふ頭用地の利用計画を作成し、港の利用拡大を図ります。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
港湾利用者は、関係機関との連携により、姫川港の整備促進と利用拡大に努めます。 行政は、港湾利用者等と連携し、姫川港の整備促進と利用拡大に向けて取り組みます。

関連個別計画

計　画　名	計　画　期　間
姫川港港湾計画	平成20年3月～平成30年代前半

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	港湾整備事業	港湾整備、小型船だまり整備

▶ 第4節／快適な住環境の整備

1 生活環境の整備

① 良好な宅地形成の推進
② 公営住宅の改修・整備
③ 公園の整備と適切な維持管理

市営寺地住宅D棟

《基本方針》

計画的な公営住宅と公園の整備により、快適な住環境の整備を進めます。

施策指標

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
糸魚川市公営住宅長寿命化計画に基づく改修事業の進捗率	54%	73%	100%
都市計画区域内の人口1人当たりの公園面積	2.3㎡	2.4㎡	2.5㎡

現状と課題

- 市街地において、未利用地が散見される中で、人口減少社会における新たな空地や空き家も発生しています。市街地における人口密度を維持するためにも、立地適正化計画に基づいて都市機能の誘導による居住の誘導を図り、快適な住環境を整備する必要があります。
- 公営住宅は施設の老朽化により改修費用などが増加傾向にあり、維持管理経費の適正化を図る必要があります。また、耐用年数を経過し老朽化した住宅への対応や入居者の生活環境の整備を図る必要があります。
- 公園には、潤い・レクリエーションの場、延焼防止・災害時避難場所など様々な役割があるため、市街地においては良好な住宅地と公園を一体的に整備する必要があります。

トピック

公営住宅管理戸数

（平成28年7月31日現在）

種別	名　称	戸　数	名　称	戸　数
市営	美山住宅	60（55）	寺地住宅	60（55）
	西浜住宅	76（51）	須沢公園住宅	48（42）
	横町住宅	8（4）	須沢住宅	6（6）
	梶屋敷住宅	24（24）	外波住宅	8（2）
	田伏住宅	62（58）	玉ノ木住宅	4（1）
	能生住宅	7（7）	上路住宅	3（1）
	奴奈川住宅	16（11）	市営住宅　計	382（317）

種別	名　称	戸　数
県営	田伏住宅	36（33）
	新西浜住宅	32（27）
	寺地住宅	60（52）
県営住宅　計		128（112）
市営・県営　合計		510（429）

※戸数欄の（　）書きは入居戸数

（資料：建設課）

具体的な施策

（施策の方向）

❶良好な宅地形成の推進

- 民間事業者による適正な宅地開発について、適正な技術指導や支援により、良好な宅地形成を推進します。

❷公営住宅の改修･整備

- 施設の維持管理経費削減のため、糸魚川市公営住宅長寿命化計画に基づく予防保全的な施設の修繕・改修を行います。
- 入居者の生活環境改善を図るとともに、耐用年数を経過し、老朽化した住宅の除却を含めた適正な施設管理と住宅除却後の跡地利用の検討を進めます。

❸公園の整備と適切な維持管理

- 子どもたちが安心して遊べる場、高齢者が休める場として、歩いて行ける身近な公園の整備について、空き地、空き施設の利活用も検討しながら進めます。
- 公園施設の老朽化による事故を防ぐため、糸魚川市公園施設長寿命化計画に基づき、適切な維持管理と計画的な施設更新を進めます。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
市民は、みんなの施設として公園施設等を大切に使用します。 行政は、事業者の開発意欲を刺激し、開発の誘導を図ります。 行政は、市民ニーズや地域の意見を把握し、地域・民間事業者等と連携した施設管理と施設整備を進めます。

関連個別計画

計　画　名	計　画　期　間
糸魚川市都市計画マスタープラン	平成19年度～平成38年度
糸魚川市公営住宅長寿命化計画	平成26年度～平成35年度
糸魚川市公園施設長寿命化計画	平成25年度策定
糸魚川市立地適正化計画	平成30年度～

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	土地区画整理事業	土地区画整理事業の推進
2	公営住宅改修事業	住宅設備改修
3	公園整備事業	公園施設更新
4	都市公園等遊具更新事業	遊具更新

2 都市ガスの整備

① 安全で安定したガスの供給
② サービスの充実と効率的な運営管理

安定供給を行うガスホルダー

《基本方針》

安全で安定したガス供給のため、老朽化した施設の計画的な更新を行うとともに、地震などの災害への対応力強化を図ります。

経営の効率化に取り組み、収益の安定化と多様なニーズに対応したサービスの充実を図ります。

施策指標

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
ガス管の耐震化率	94%	96%	100%
経常収支比率※1	100	100以上	100以上

現状と課題

- 腐食劣化や地震対策の必要なガス管が残存しているため、計画的に耐震性を有するガス管へ更新し、災害時におけるガス供給施設の被害や市民生活への影響を最小限に抑える対応力を強化する必要があります。
- 安定したガス事業経営を継続するためには、効率的な運営に取り組み、経営基盤を強化する必要があります。
- 人口減少に加えエネルギーの多様化により供給人口及び販売量の減少が進んでいます。家庭におけるエネルギー消費の多くは、給湯と冷暖房であり、給湯利用者の一部は住宅のオール電化でガスから電気へ移行している状況です。ガス需要の拡大のため、多様なニーズに対応した取組が必要となっています。

トピック

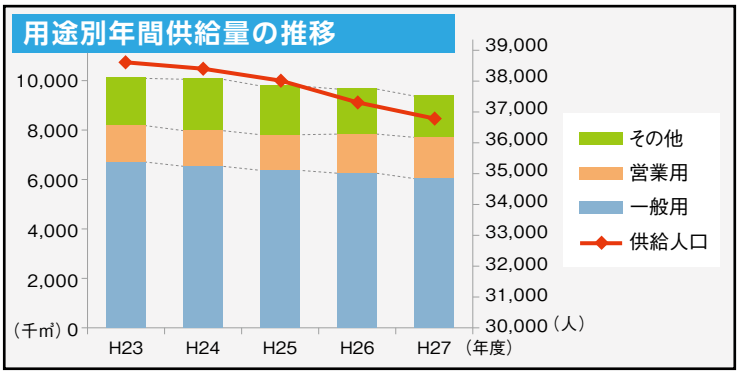

（資料：ガス水道局）

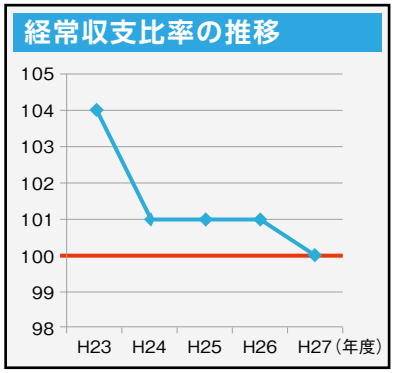

（資料：ガス水道局）

一般用を中心に、販売量の減少から供給量が減少しており、それにより経常収支比率が減少しています。

※1　経常収支比率：経常的な収支の生産性を示し、高いほど経常利益率が高く、100未満は損失発生を表す。

具体的な施策

（施策の方向）

❶安全で安定したガスの供給

- 地震被害を最小限度に抑えるため、ガス供給施設の耐震化、ガス導管網のブロック化、需要家の宅内配管の耐震化の取組を推進します。
- 安全で安定したガス供給を図るため、老朽化したガス供給施設を計画的に更新します。
- 需要家がガス機器を適切に使用するよう、啓発活動を行います。

❷サービスの充実と効率的な運営管理

- お客さまの利便性の向上を図るため、多様なニーズに対応したサービスの提供を推進するとともに、料金やコストなど経営に関する情報の公開を推進します。
- 収益の安定化を図るため、大口需要家の確保やガス冷暖房、燃料電池の普及に取り組み、ガス需要の拡大を推進します。
- 経営戦略を策定し、経営の効率化を図り、健全な経営に取り組むとともに、知識と経験を有する人材の育成や技術の継承を図るなど、経営基盤強化の取組を推進します。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
市民は、所有するガス設備機器を適切に管理し、ガスの安全な使用に努めます。 ガス指定工事事業者等の関係事業者と市は、連携してガス需要拡大に向けた取組とガス機器の安全な使用についての啓発活動を実施します。

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	供給所整備事業	付臭設備更新
2	経年管更新事業	老朽管の更新
3	ガバナー設備整備事業	ガバナー施設耐震化
4	導管整備事業	宅地造成等による導管整備

3 上水道の整備

① 安全で安定した給水
② サービスの充実と効率的な運営管理

水源地を見学する小学生

《基本方針》

安全な水を、いつでも、だれにでも、必要な量が供給できる環境整備を進めます。
経営の効率化に取り組み、安定して持続的な健全経営を行います。

施策指標

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
水道管の耐震化率	33%	40%	45%
経常収支比率※1	113	100以上	100以上

現状と課題

- 水道施設は計画給水人口に基づき、施設の配水能力を決めていますが、給水量が給水人口の減少などにより減少し、配水能力との間に大きなかい離が生じてきています。また、高齢化や節水意識の高まりなどから1人当たりの給水量が減少してきており、今後もこの傾向が続くことが予想されますので、施設・設備の更新にあたっては、需要予測による施設の規模や設備の能力等の見直しが必要となっています。
- 給水量の減少により料金収入が減少傾向にあることから、今後も安定した水道事業経営を継続するため、効率的な運営に取り組み経営基盤を強化する必要があります。

トピック

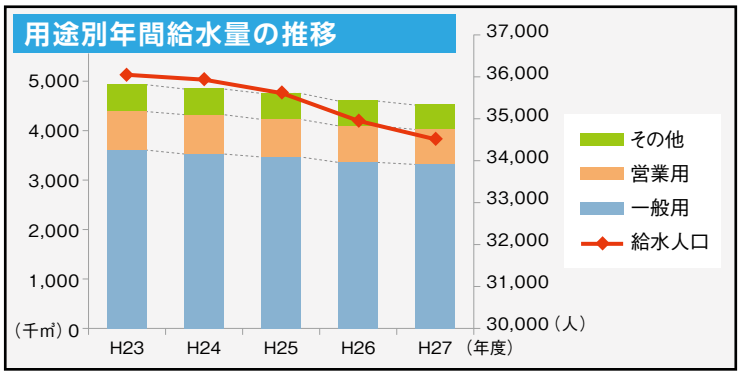

（資料：ガス水道局）

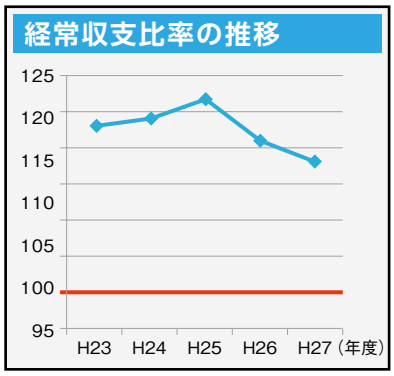

（資料：ガス水道局）

一般用を中心に給水量が減少しており、それにより経常収支比率が減少しています。

※1　経常収支比率：経常的な収支の生産性を示し、高いほど経常利益率が高く、100未満は損失発生を表す。

具体的な施策

（施策の方向）

❶安全で安定した給水

- 地震被害を最小限度に抑えるため、水道施設の耐震化と配水ブロック化を推進します。
- 組合営による水道経営と水質管理を強化するため、簡易水道や小規模水道の集約化と公営化を促進するとともに、人口減少が著しい地区の水道運営や施設管理を支援します。
- 安全で安定した水の供給のため、施設の老朽度や利用価値、耐用年数等を考慮し、将来の水需要を見据え、施設の定期的な修繕と計画的な更新を推進します。

❷サービスの充実と効率的な運営管理

- お客さまの利便性の向上を図るため、多様なニーズに対応したサービスの提供を推進するとともに、料金やコストなど経営に関する情報の公開を推進します。
- 経営戦略を策定し、経営の効率化を図り、健全な経営に取り組むとともに、知識と経験を有する人材の育成や技術の継承を図るなど、経営基盤強化の取組を推進します。
- 水道経営の効率化を図るため、給水区域の統合を推進します。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
市民は、所有する給水設備の適切な管理に努めます。 地区管理の水道組合等と市は、関係機関と連携して安全な水の供給を推進します。

関連個別計画

計　画　名	計　画　期　間
水道ビジョン	平成21年度～平成40年度

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	水源施設整備事業	経年施設更新・耐震化整備
2	計装監視設備整備事業	計装監視設備更新
3	配水管整備事業	宅地造成等による配水管整備
4	経年管整備事業	経年管布設替え整備
5	水道施設公営化整備事業	組合営簡易水道等公営化整備

4 下水道の整備

① 公共水域の水質保全と住環境の整備
② 下水道施設の適正な管理と更新
③ 事業の効率的な運営管理

親水公園で遊ぶ子どもたち

《基本方針》

下水道普及率、水洗化率の向上を図り、公共水域の水質保全を進めます。

また、施設・設備の適切な保全、効率的な管理と計画的な改築更新を進め、安定した事業運営を行います。

施策指標

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
下水道普及率	95.2%	95.5%	96.0%
水洗化率	95.9%	97.0%	97.5%

現状と課題

- 水洗化人口は、平成25年まで、下水道整備の進捗と接続の促進、浄化槽の普及・整備により増加傾向にありましたが、予定していた区域の下水道整備がおおむね完了したこと及び人口減少により、平成26年度には減少に転じ、その後は減少傾向が続く見込みです。併せて、高齢化の進行と節水意識の高まりなどから有収水量が減少し、事業運営の厳しさが増していくことが予想されます。
- 下水道の供用開始から30年近くになろうとしており、処理場をはじめとする施設・設備の改築・更新の時期を迎えています。また、各処理場の改築・更新時期が重なるため、その時期に多くの事業の実施と多大な費用が必要となります。
- 下水道や浄化槽は、生活排水等の汚水の排除と処理による公共水域の水質保全や水の再生・循環による豊かな暮らしのため、災害に強く持続的で安定した事業の実施が必要です。
- 施設・設備について、適正な保全と計画的な改築・更新による強靭化と長寿命化を図り、効率的な運転管理と経費節減、使用料の見直しを行い、安定的な事業運営を行う必要があります。
- 事業運営や資産等の状況を的確に把握するため、会計を複式簿記の企業会計へ移行するよう、国から要請されています。
- 農地の宅地化などの進展に伴い、土地利用状況の変化に対応した雨水対策を行っていく必要があります。

トピック

汚水処理人口普及率（公共下水道事業、集落排水事業、浄化槽事業）の推移

年　　度	H23	H24	H25	H26	H27
① 行政人口（人）	47,211	46,793	46,144	45,493	44,769
② 処理区域人口（人）	43,935	43,897	43,683	43,232	42,599
③ 水洗化人口（人）	40,904	41,251	41,336	41,313	40,869
④ 普 及 率 ②/①（%）	93.1	93.8	94.7	95.0	95.2
⑤ 水洗化率 ③/②（%）	93.1	94.0	94.6	95.6	95.9

普及率、水洗化率は年々上昇し、今後も上昇する見込みですが、水洗化人口は、平成25年をピークに減少に転じ、その後は減少傾向が続く見込みです。

（資料：下水道処理人口普及率調査）

市設置型浄化槽の推移

年　　度	H23	H24	H25	H26	H27
新規設置（基）	22	30	42	28	23
寄附採納（基）	9	6	26	28	23
計　　（基）	31	36	68	56	46
累　　計（基）	576	612	680	736	782

新規設置に加え、個人設置浄化槽の寄附採納が増加し、市設置型浄化槽の普及が進んでいます。

（資料：ガス水道局）

具体的な施策

（施策の方向）

❶公共水域の水質保全と住環境の整備

- 未整備地区の汚水管整備により、公共水域の水質保全を推進します。
- 下水道区域以外で合併処理浄化槽の普及拡大を進めます。
- 下水道整備の実効性を高めるため、水洗化（接続）率の向上を図ります。
- 市街地の雨水排水対策を進めます。

❷下水道施設の適正な管理と更新

- 地震などの災害に強い施設を構築するため、施設の耐震化を進めます。
- 施設の機能停止や事故の未然防止を図るため、適正な維持管理を実施します。
- 施設の更新に当たっては、計画的な改築によって事業費の平準化に努め、施設の長寿命化を図ります。

❸事業の効率的な運営管理

- 経費の節減や使用料の見直しに取り組みます。
- 施設の統廃合を進め、効率的な運営を行います。
- 経営戦略を策定し、経営基盤強化の取組を推進します。
- 事業運営や資産等の状況を的確に把握するため、会計を複式簿記の企業会計へ移行し、地方公営企業法の適用を進めます。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
市民は、下水道や浄化槽の仕組みや機能への理解を深め、適正な使用に努めます。 市は、排水設備指定工事業者等、関係事業者と共同でイベントを開催するなど、下水道や浄化槽の仕組みや機能、適正な使い方に関する啓発活動を行います。

関連個別計画

計　画　名	計　画　期　間
糸魚川市都市計画マスタープラン	平成19年度～平成38年度
糸魚川市一般廃棄物処理基本計画 （生活排水処理基本計画）	平成27年度～平成31年度

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	汚水処理施設更新事業	下水道施設の改築・耐震化など
2	汚水幹線築造事業	宅地開発等に伴う管渠の整備
3	汚水枝線築造事業	宅地開発等に伴う管渠の整備
4	処理場統合事業	筒石地区等の施設の統合整備
5	浄化槽整備事業	市設置型浄化槽の整備